

わいわいマガジン

2019年1月24日(木)

〒271-0044 千葉県松戸市西馬橋 5-1-5

吉村博税理士事務所

TEL 047-347-9009 FAX 047-347-9016

㈱わいわいビジネスコンサルタント

Email: yoshimura@wa-i.jp

公的年金制度 今後の動向

高齢者人口増加と社会保障費の増大

総務省によると 65 歳を超える高齢者の人口は 3,557 万人 (2018 年 9 月時点)。前年から 44 万人増加しています。総人口に占める高齢者の割合は 28.1%で 70 歳以上が占める割合は初めて 2 割を突破しました。高齢者人口は 2000 年の 2,204 万人から 18 年間で 6 割も増加しています。それに伴い社会保障費が増大し 18 年度は約 32 兆円、国家予算の 3 割に当たります。今後も少子高齢化は進みます。今までのように「多くの現役世代が高齢者の保障を支える」賦課方式は継続が難しくなるので見直しをする事になるでしょう。

受給開始年齢は引き上げか

1942 年に現在の公的年金制度の基礎となる労働者年金保険法ができた時は受給開始年齢は 55 歳でした。何度かの制度見直しで 86 年に国民年金、厚生年金ともに 65 歳支給開始となりました。しかしそれから 30 年たち現在では 65 歳になっても再雇用等で現役を続ける人が増えています。今年の 4 月には総務省の財政制度審議会で受給開始年齢の 68 歳への引き上げが提言されています。自民党の総裁選挙討論会では安倍総理が「現在 60 歳から 70 歳の間で任意に変動させられる年金の受給開始年齢を 70 歳

以降まで広げる仕組みについて「3 年で導入したい」と述べたそうです。生産年齢人口減少を補うにも高齢者に継続就業してもらいたいという事でしょう。

高額所得高齢者に負担の波が来ている

受給開始年齢の引き上げはすべての高齢者に影響がありますが、特に高額所得高齢者を狙い改定されるケースが目立ちます。8 月にも高額療養費の上限引き上げ、介護保険料の自己負担額の引き上げ、年金以外の収入が 1,000 万円を超える人について公的年金控除の控除額が縮小される見通しもあります。また、給与所得控除が最低 220 万円認められていましたが 195 万円に縮小され、適用できる基礎控除も新たに所得制限ができました。

また、在職老齢年金制度は廃止の方向で検討され、年金がカットされる事がなくなるかもしれません。カットされないのはいいのですが、支給開始が遅くなるならあまり変わらないかなとも思えます。今後の行方が気になるところです。



高所得であれば高齢者でも現役並みに負担を求められる時代です